

# 鳥取縣公報

昭和十八年七月二十日  
第千四百五十二號

## 訓 令

本書ノ大キサハ國定規格A5判

### ◆鳥取縣訓令甲第十二號

各 酔 長

大正六年一月鳥取縣訓令第二號各解修繕工事處理方ノ件左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年七月二十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一 「貳百圓」ヲ「五百圓」ニ改ム
  - 二 「施行認可ヲ稟伺スベシ」ヲ「知事ノ承認ヲ受クベシ」
- 二改ム

### ◆鳥取縣訓令甲第十三號

地 方 事 務 所 長  
國 民 學 校 長

○訓 令	次
●各解修繕工事處理方ノ件改正	一頁
●國民學校職員臨時家族手當支給規程制定	一頁
●同 临时手當 同	一頁
●同 戰時勤勉手當同	六頁
●訓令廢止	七頁
●告 示	七頁
●砂糖配給團體指定	七頁
●乳用牛及外國種々牡牛結核病檢查施行	七頁
●產婆登錄名簿訂正者	八頁
●游泳場開設許可	八頁
●擬金欄販賣價格指定	八頁
●海員養成所生徒募集	三頁
●其の他	三頁

昭和十八年七月二十日

## 鳥取縣知事 武 島 一 義

## 國民學校職員臨時家族手當支給規程

第一條 國民學校職員ニシテ扶養家族ヲ有スル者ニハ本令ニ依リ臨時家族手當ヲ支給ス但シ左ニ掲タル者ヲ除ク

一、常時勤務ニ服セザル嘱託員又ハ俸給、給料若ハ手當ノ支給ヲ受ケザル者（但シ陸海軍ニ召集セラレタル者ヲ除ク）

二、休職中ノ者又ハ公立學校職員分限令第八條第二項但書ノ各號ノ一ニ該當スル者

三、臨時ノ職員（但シ採用又ハ嘱託ノ日ヨリ六月ヲ超エタル者ヲ除ク）

第二條 本令ニ於テ扶養家族ト稱スルハ職員ト同一戸籍内ニ在ル左ニ掲タル者ニシテ主トシテ其ノ職員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ヲ謂フ

一、配偶者

二、滿六十歲以上ノ直系尊族

三、滿十八歲未滿ノ直系卑族

第四條 臨時家族手當ノ支給ヲ受ケントスル者ハ別記第一號様式ニ依ル扶養家族届ニ通フ所轄地方事務所長ヲ經由シテ知事ニ提出スベシ、扶養家族ニ異動ヲ生ジタルトキハ別記第二號様式ニ依ル異動届ヲ前項ニ依リ提出スベシ

第五條 臨時家族手當ヲ受クベキ要件ヲ具備スルニ至リタル場合ハ届出ノ翌月ヨリ支給ヲ開始シ之ヲ缺クニ至リタル場合ハ事實發生ノ翌月ヨリ支給ヲ廢止ス

扶養家族數增加シタル場合ハ届出ノ翌月ヨリ扶養家族減少シタル場合ハ其ノ事實發生ノ翌月ヨリ支給ヲ改定ス

第六條 一、以上ノ學校ニ勤務スル職員ニ付テハ多カノ俸給

## 四 滿十八歲未滿ノ弟妹

## 五 不具廢疾者

内縁關係ニ在ル者（民法第七百七十五條ノ届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ謂フ）ハ前項ノ適用ニ付テハ之ヲ配偶者ト看做ス

第三條 臨時家族手當ノ額八月額五圓ニ扶養家族ノ員數ヲ乘ジテ得タル金額トス

第四條 臨時家族手當ノ支給ヲ受ケントスル者ハ別記第一號様式ニ依ル扶養家族届ニ通フ所轄地方事務所長ヲ經由シテ知事ニ提出スベシ、扶養家族ニ異動ヲ生ジタルトキハ別記第二號様式ニ依ル異動届ヲ前項ニ依リ提出スベシ

第五條 臨時家族手當ヲ受クベキ要件ヲ具備スルニ至リタル場合ハ事實發生ノ翌月ヨリ支給ヲ開始シ之ヲ缺クニ至リタル場合ハ事實發生ノ翌月ヨリ支給ヲ廢止ス

扶養家族數增加シタル場合ハ屆出ノ翌月ヨリ扶養家族減少シタル場合ハ其ノ事實發生ノ翌月ヨリ支給ヲ改定ス

第六條 一、以上ノ學校ニ勤務スル職員ニ付テハ多カノ俸給

## 給料又ハ手當ヲ受クル學校ノ職員トシテ之ヲ支給ス

## 第七條 同一家族ヲ扶養スル者一人以上アル場合ニ於テハ

民法第九百五十五條ニ規定スル扶養義務者ノ順位（同順位内ニ在リテハ男ハ女ニ長ハ幼ニ先ツ）ニ依リ受給者ヲ定ム 但シ同一支給廳内ニ於テ同一家族ヲ扶養スル者二人以上アル場合ニ於ケル受給者ニ付テハ之ト異ナル取扱ヲ爲スコトヲ得

第八條 特別ノ事情ニ依リ前條ニ依リ難キ場合ニハ知事ニ於テ受給者ヲ定ム

第九條 過失又ハ届出ノ遲延ニ依リ不當ニ臨時家族手當ノ支給ヲ受ケタルトキハ之ヲ返還セシメ且爾後ノ手當ハ之ヲ支給セザルコトアルベシ

第十條 本令ニ依ルノ外臨時家族手當ノ支給ニ付テハ俸給給料又ハ手當支給ノ例ニ依ル

## 附 則

第十一條 本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

第十二條 昭和十八年四月一日現在ニ在職セル者ニシテ臨時家族手當ノ支給ヲ受クベキ要件ヲ具備スル者ニ在リテ

氏名	生年	月日	職員ト 實疾 ノ事 業 種 別	扶 養 家 族	學 校 長	認 印
月日	ノ 續 柄	不 具 廢 疾 事 業 種 別	收 入 月 額	扶 養 家 族	學 校 長	認 印
場 所	金 額	收 入 月 額	扶 養 家 族	學 校 長	認 印	扶 養 家 族
鳥取縣知事						
扶 養 家 族						
學 校 長						
認 印						

前項ニ依リ届出ヲ爲シタル者ニ對シテハ第五條ノ規程ニ拘ラズ事實發生ノ翌月分ヨリ臨時家族手當ヲ支給ス

## 様式第一號

00168

00167

00169

## ◆鳥取縣訓令甲第十四號

附記

一 収入月額欄ニハ收入月額(俸給、給料、手當、資産

營業、收入、雇傭關係、恩給、年金等)ヲ區分シ記

載スルコト

様式第二號

鳥取縣知事	學 校 長
扶養家族異動届	認印
昭和 年 月 日	
職員ト 異動年月日	
職氏名	印
生年月日	
ノ 續柄	
異動事由	

昭和十八年七月二十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

地方事務所長 國民學校校長

國民學校職員臨時手當支給規程左ノ通定ム

國民學校職員臨時手當支給規程

第一條 國民學校職員ニ對スル臨時手當ハ本令ニ依リ之ヲ

支給ス但シ左ニ掲タル者ヲ除ク

一 實收月額百五十圓ヲ超ユル者

二 現役ニ服シタル者又ハ休職中ノ者

三 常時勤務ニ服セザル嘱託員又ハ俸給、給料若ハ手當

ノ支給ヲ受ケザル者(但シ陸海軍ニ召集セラレタル

者ヲ除ク)

四 昭和十八年度以降ニ於テ師範學校ヲ卒業シタル國民

學校本科訓導(之ト同等ノ資格ヲ有シ同等ノ待遇ヲ

受クル者ヲ含ム)

第二條 臨時手當ノ支給額ハ月額十圓トス

第三條 第一條但書第一號ニ該當スル者其ノ實收月額百六

十圓ヲ満ザル場合ハ本規程ニ依ル臨時手當ヲ支給ス但シ

其ノ金額ハ實收月額ト合シ百六十圓ヲ超ユルコトヲ得

ズ

第四條 國民學校職員ニシテ青年學校教員ノ身分ヲ併有ス

ル者ノ臨時手當ハ國民學校ニ於テ支給スル俸給又ハ手當

ノ額ガ他ノ職員トシテ受クル俸給又ハ手當等ノ額ヨリ多

キ場合ニ限り之ヲ支給ス

第六條 本令ニ謂フ實收月額ハ俸給又ハ手當ノ月額(ニ以

上ノ俸給又ハ手當ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ合算額)ト

左ノ給與ノ月額トノ合算額ヲ謂フ但シ圓位未滿ノ端數ア

ルトキハ之ヲ切捨ツ

一年功加俸

二 特別加俸

第十條 本令ニ依ルノ外臨時手當ノ支給ニ付テハ俸給、給

料又ハ手當支給ノ例ニ依ル

附則

00170

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

◆鳥取縣訓令甲第十五號

地 方 事 務 所 長、  
國 民 學 校 長、

國民學校職員戰時勤勉手當支給規程左ノ通定ム  
昭和十八年七月二十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

國民學校職員戰時勤勉手當支給規程

第一條 國民學校職員ニ對スル戰時勤勉手當ハ本令ニ依リ  
之ヲ支給ス但シ左ニ掲タル者ヲ除ク

一 常時勤務ニ服セザル嘱託員又ハ俸給、給料若ハ手當  
ノ支給ヲ受ケザル者

二 休職中ノ者又ハ公立學校職員分限令第八條第二項ノ  
各號ノ一二該當スル者

三 臨時ノ職員（採用又ハ嘱託ノ日ヨリ六ヶ月ヲ超エタ  
ル者ヲ除ク）

第二條 戰時勤勉手當ノ支給額ハ俸給、給料又ハ手當ノ一  
割ニ相當スル金額トス

前項ノ規定ハ給料又ハ手當ヲ受クル者ニ之ヲ準用ス

第六條 懲戒處分ニ因リ減俸又ハ罰俸ヲ受ケタル者ニ支給  
スル戰時勤勉手當ハ其ノ減俸又ハ罰俸前ノ俸給ヲ基準ト  
シテ第二條ノ規定ヲ適用ス

第七條 左ニ該當スル場合ハ其ノ月分戰時勤勉手當全額ヲ  
支給ス

一 退職若ハ解嘱ト爲リタルトキ

二 死亡シタルトキ

00172

三 第一條但書第一號及第二號ニ該當スルニ至リタルト  
キ

第八條 本令ニ依ル外戰時勤勉手當ノ支給ニ付テハ俸給、  
給料又ハ手當支給ノ例ニ依ル

附 則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

◆鳥取縣訓令甲第十六號

市町村長、市町村學校組合管理者

國 民 學 校 長

昭和十六年九月鳥取縣訓令甲第十八號ハ昭和十八年四月  
一日ヨリ之ヲ廢止ス  
昭和十八年七月二十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス  
◆鳥取縣告示第三百八十一號

告 示

鳥取縣公報 第千四百五十二號 昭和十八年七月二十日（第三種郵便物認可）

検査月日	検査場所	奉付區域
九月一日	東伯郡 浦安町	
同月六日	同 赤崎町	
同月八日	同 小鴨村	
		東伯郡一圓

昭和十八年七月六日轉住ニ依リ同日付名簿

訂正方出願ニ對シ同月九日訂正

00173

同	十一日	同	高城村
同	二十一日	同	淺津村
同	二十二日	同	長瀬村
同	二十三日	同	上北條村
同	二十四日	同	
同	二十五日	同	

## ◇鳥取縣告示第三百八十四號

東伯郡泊村大字泊七〇九番地 谷 口 松 江

右者ニ對シ左記游泳場ノ開設ヲ許可シタリ  
昭和十八年七月二十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一名稱 泊海水浴場

二所在地 東伯郡泊村

三開設期間 自七月六日至九月末日

## ◇鳥取縣告示第三百八十五號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル擬金欄最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十八年七月二十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

擬金欄最高販賣價格

廣 金	種 別	使 用 紗		密 度
		經 紗	緯 紗	
鐵 仙	同	四〇番單糸又ハ三〇番單糸	二十八切アルミ箔	經 紗
		二十八切アルミ箔番	八八本以上	緯 紗
		三〇同	二二本以上	曲仕上巾
		三六同	二二尺以上	曲仕上長
		二〇同	三一・五尺以上	最高販賣價格者
		三一・五同	一反九、八九	生産者
		同	七、三三	最高販賣價格者

- 一本表價格ハ荷造包装ヲ爲シタルモノノ生産者工場渡價格トス  
 二本表價格ハ奢侈品等製造販賣制限規則第一條ノ許可竝ニ纖維製品製造制限規則第一條ノ許可ヲ受ケ其ノ旨ヲ表示セルモノノ價格ニシテ表示セザルモノ及本表價格ニ該當セザルモノハ本表鐵仙ノ價格ノ半額トス但シ人絹糸ビス二〇〇デニールヲ以テス・フ糸ニ代ヘタル場合ハ本表價格ニ依ルモノトス

00174

# 彙報

00175

## 健民 夏季心身鍛錬

運動

暑熱を克服し心身鍛磨

飛躍的生産増強に邁進

梅雨が去つて暑い夏が來た。暑熱の季に入ると動もすれば

体力は低下し、又疾病にも犯され易くて生産力の減退を來す虞れがあるが、斯の如きは決戦下極力之を避けねばならぬ。暑さは之に負けなければ際限がないが、自ら進んで之に打ち勝つて行けば左程ではないもので、暑い／＼と室内にゴロ／＼して居ればどうにもならぬやうに思へても、一旦覺悟して外へ出れば相當な炎天でも平氣で克服出来るることは皆経験するところである。我等は敢然として体力を鍛磨し、愈々健康を増進して生産の飛躍的増強に突進しなければならぬ。如何に暑いと云つても内地の暑さは知れたものである。我等の同胞は金鐵を鎔かず赤道下彈弓と痘瘡

の中で敢闘してゐるのだ、敢然として炎熱に鬪を挑むことこそ我等の夏の生活でなければならぬ。

本縣では来る廿一日より八月廿日までの一ヶ月間を「健民運動夏季心身鍛錬」期間とし、翼賛會縣支部を實踐督勵の主体として縣下各戸各人漏れなく活潑な活動を展開することとなつたので、各位の挺身實行を期待する。其の實施要項の概要は次の如くである。

### 一、趣旨

皇國非常の決戦態勢下盛夏を迎へ、一億國民は此處に奮つて心身の鍛錬に努め、大いに士氣と体力を鍛磨し、特に青少年に對しては今日の戰闘の任に當るべき健全強力な体力を鍛磨するを重點とし、以て戰力の徹底的增强に資する。

### 二、強調目標

1. 心身の鍛錬に依り士氣の昂揚、体力の増進、並に戰技の鍛磨を行ひ、以て兵力並に生産力の根基に培ふと共に皇國民心身鍛成の急務中の急務たることを徹底的に認識せしめるこ

#### 2. 炎暑下に鬪ふ皇軍將兵を偲び、戰時生活を脅緊張し

暑熱を道場として心身の鍛磨に邁進すること

3. 期間中自己に適した心身鍛錬を必ず實行すると共に之を契機として永く平素の習慣となるやう心掛けしめるこ

4. 町内會、部落會の健民部、職場健民會は本運動を機會に愈々活潑な活動を展開せしめること

の實を擧げること  
其他通勤、通學者は一定距離の徒步を勵行し、尙各市町村毎に体力章検定訓練會を開催すること

### 3. 武道

士道の昂揚と戰技の實習を目的とし、自宅或は職場に於ける居常鍛成を目標として剣道、柔道、銃劍道、射擊道、弓道等に依る鍛成を行ひ、尙ほ町内會、部落會其の各職域に於ては鍛棒（竹棒）に依る銃劍道鍛成を機會ある毎に行ひ、特に青少年は銃劍道、射擊道の訓練を實施すること

### 4. 勤労作業

町内會、部落會は道路清掃を一齊に行ひ、住み心地のよい町内、部落とすべく努力すること

又非農家は隣組で手近の空地を借り入れて共同耕作を行ひ、個人の住宅の庭等を寸尺の空地と雖も之を利用し播種すべき作物は隣組に於ては蕎麥、大根、蕪菁等、個人の場合は人参、白菜、結球白菜、山東菜、京菜等がよい。蕎麥の種子は最寄農會の斡旋に依り、其の他ラヂオ体操會を町内、部落、官公衙、會社、工場等に於て實施し、又機會ある毎に水泳を練習して國民皆冰期すること

### 2. 体操

鳥取縣公報 第千四百五十二號 昭和十八年七月二十日 (第三種郵便物認可)

00176

00177

蔬菜類の種子は種苗店より適宜購入すること。

尙ほ肥料は下肥、木灰、厨芥等家庭に於て自給するこ  
と。

「一億が強く明るく逞しく」

「手不足も鐵の体で二人前」

「健康の戈で最後のどうめ刺せ」

(地方課)

第である。

(地方課)

## 各公私行事は停廢止

### 一已むを得ぬ時は簡素嚴肅に――

各種公私の行事に關し、先般行はれた決戦態勢確立方策に關する閣議の申合せに依り、決戦に直接關係のない公私の行事は之を停止又は廢止せられることとなつた。

依つて本縣でも此の閣議の申合せに即應することとしたので、各市町村、各學校、各種團體等に於ても各種の記念祝賀行事、起工竣工式、表彰式、各種團體等の恒例的會合其の他の行事等は之を停廢止し、眞に已むを得ない事由に

依つて開催する場合に於ても之が施行に當つては極めて簡素嚴肅ならしめると共に、驛頭に於ける送迎其の他の儀禮的行事への出席等に付ても出来るだけ差控えるやうにせら  
れたい。

從來各種公私の行事が頻繁に行はれてゐるが、何が何でも勝ち抜かねばならぬ征戰下に於て、斯の如く行事の頻繁に行はれることは甚だ面白くないので今回右の如く閣議の申合せとなつたものであるから、切に各位の實踐を望む次第である。

## 滿洲開拓指導者中央鍊成

七月二十四日より十一日間

一部は渡溝現地訓練一ヶ月

大東亞決戦下時局の重大性を確認すると共に、皇國農村の確立並に企業整備に呼應して中央鍊成を實施し、開拓の本義を体得せしめて満洲開拓第二期五ヶ年計畫の堅確なる遂行を期することとなり、茨城縣内原なる滿蒙開拓青少年

00178

義勇軍訓練所で、来る七月二十四日より八月三日まで十一日間満洲開拓指導者中央鍊成が行はれ、本縣では十三名が七月二十三日鳥取出發出席することとなつてゐる。

參加者は開拓運動の中核的指導者にして今後推進力たり得る者及び開拓團編成推進員中より各町村長、町村農會長商工會議所會頭に於て適格者を本月十七日までに選拔推薦し、縣に於て決定するが、出席者の内から若干名を縣で銓衡推薦し、約一ヶ月間渡溝せしめて開拓地に於ける鍊成視察させる。

指導者中央鍊成に當つては最短三等汽車賃、受講中の食費、賄費、醫療費等一切を大東亞省で負擔し、渡溝者に対する補助がある豫定である。

(農務課)

▽特典卒業後乗船履歴に従ひ、小型船舶職員の海技免狀を授與せられ、進んで高等海員に昇進することが出来る。卒業後一年以上乗船者は海兵團に入團(三ヶ月半)の上海軍豫備員となる。(兵事厚生課)

## 海員養成所生徒募集

大東亞戰下海上輸送の重要性いよ／＼緊急なるものあり海員の養成は正に刻下の急務である。兒島海員養成所は左

00179

## ◎鳥取縣本年度增產目標

結球白菜

高田町長取扱  
一、本籍、住所  
二、氏名、年齢不詳  
岡峯喜三郎 六十三歳

郡市別 作付割當面積 生產目標

一、着衣、相貌

國防色洋服、所持品ナシ  
身長五尺四寸位顔面長頭髮五分刈色黒  
ク左手手首ナシ

鳥米岩八氣東西郡

一、人相

一、死亡年月日  
昭和十八年五月二十二日午后五時

取子美頭高伯野郡

二、病名

脳溢血

市七〇九一九八九一

一、死亡年月日

昭和十八年五月二十二日午后五時

一〇〇一三〇一八五二二〇九〇五九七三〇

二、年齡

十津川村長取扱

一〇一一三〇一五八五九

一、本籍

自稱岐阜縣武儀郡東阪野村大字廣島

一〇〇六〇

一、氏姓名

自稱佐藤金五郎

一〇〇一〇一三〇一五八五九

一、年齡

推定年齡七十歲位

一〇〇一〇一三〇一五八五九

一、本人タルヲ認知シ得ベキ必要ナル事項及相貌

死後十數日經過シ身体腐爛シタルタメ不詳

一〇〇一〇一三〇一五八五九

一、着衣所持品

黒ノ立縞單衣ヲ着シ細紐ヲシム

一〇〇一〇一三〇一五八五九

一、病名

心臟麻痺

一〇〇一〇一三〇一五八五九

一、右死體ハ大字内原小字栗平第七六六地ニ假埋葬

一〇〇一〇一三〇一五八五九

一、旨申出有之候條心當リノ向ハ直接當該町長宛照

成度

昭和十八年七月二十日印刷  
昭和十八年七月二十日發行發行者 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市吉方町 取 縣  
印刷所(西鳥19) 前田印 刷 所